

# 重要事項説明書

ロクマキッズ阿倍野園

## ロクマキッズ阿倍野園 重要事項説明書

### 1 運営主体

名 称	レンキスマネージメント株式会社
所在地	東大阪市足代新町14-8
電話番号	06-6618-6260
代表者氏名	代表取締役 村城 有佳理

### 2 事業所の概要

施設の種類	小規模保育事業所A型
施設の名称	ロクマキッズ阿倍野園
施設の所在地	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北2-13-19
連絡先	電話番号 06-4305-7450 FAX 06-4305-7451
管理者	古家 昌幸
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 14人 満1歳未満の児童 5人
開設年月日	平成31年 4月 1日

### 3 事業所の目的・運営方針

ロクマキッズ阿倍野園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における設備の概要

##### (1) 施設

建物	構造	木造 2 階建のうち 1.2 階
	延べ面積	125.69 m <sup>2</sup>
屋外遊戯場		睦児童遊園 437.78 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	3 室	すまいる組 (0 歳児クラス) ぴーす組 (1 歳児クラス) はっぴー組 (2 歳児クラス)
その他	調理室、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

#### 5 利用定員

各年齢の利用定員は次のとおりとします。

年齢	0歳	1歳	2歳
人数	5人	7人	7人

#### 6 職員の職種、員数及び職務内容

R7 年 4 月 1 日現在

職種	職務内容	員数	常勤	非常勤	備考
管理者	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う。	5	4	1	
保育従事者	保育士を助け、園児の保育を行う。	2	1	1	
調理員	給食、おやつを調理する。	1	0	1	

※ 当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する基準を定める条例」に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)
保育士	正規の勤務時間帯(7:30~18:30)
保育従事者	正規の勤務時間帯(9:00~17:00)
調理員	正規の勤務時間帯(9:00~16:00)

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日及び提供しない日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日～1月3日)及び祝日は休園となります。

また、協力日として、お盆休み及び、年末年始、行事振替等を設けさせていただきます。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から7時30分または18時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、9時から17時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から9時まで又は17時から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

### (3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時15分となっております。

都合によりやむを得ない場合のみ、最終登園時間は11時となっております。

## 9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定地域型保育及び延長保育の提供

上記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 時間外保育の提供

※ 別表参照

## 10 食事提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、基本的に毎日食事提供を行います。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

### (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 12 利用料金

### (1) 特定地域型保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

### 13 利用開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

### 14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき(ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします)。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 14 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

#### (1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育(当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう)の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

#### (2) 連携施設

ア

運営主体	学校法人川久保学園 中川幼稚園
所在地	大阪府大阪市生野区中川3丁目7番18号
連携内容	・卒園後の受け皿としての支援 ・代替え保育の支援 ・集団保育の体験や保育内容の支援
電話番号	06-6751-6660

※当園の卒園後、連携施設での保育の継続を希望される場合は、再度お住いの市町村への利用申込が必要となります。その際、選考において優遇措置がありますが、市町村の利用調整の結果、御希望の園に入園できない場合もありますので御了承ください。

## 15 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

### (1) 小児科、アレルギー科、内科

医療機関の名称	深江こどもクリニック
医 院 長 名	中村 美奈子
所 在 地	大阪市東成区大今里南5-1-10 2階
電 話 番 号	06-6224-3455

### (2) 歯科

医療機関の名称	伊藤歯科医院
医 院 長 名	伊藤 隆治
所 在 地	東大阪市足代新町16-8 メゾンユウラク1F
電 話 番 号	06-6782-4918

## 16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 村城 有佳理 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 06-4308-4680 F A X 06-4308-4681 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員 藤澤繁男	電話番号 06-6941-7486 役職・肩書等 司法書士

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 18 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
建物の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 19 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	災害共済給付制度
保険の内容	①負傷 ②疾病 ③障害 ④死亡
保険金額(補償限度額)	①・②医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 ③4000万円 ④3000万円

## 20 虐待等の禁止

当園の職員は、次に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を及ぼす行為を決して行いません。

- (1) 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもにわいせつな行為をさせること。
- (3) 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の子どもによる前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の職員としての業務を著しく怠ること。
- (4) 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施。
- (6) 虐待防止マニュアルの作成・運用。

## 21 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 22 園児の利用状況(毎年度 5 月 1 日現在)

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
0 歳児	2 人	2 人	3 人
1 歳児	3 人	7 人	7 人
2 歳児	8 人	7 人	6 人

## 23 第三者評価の受審・自己評価の実施状況

項目	受審・実施状況	受審・実施結果
第三者評価受審状況	未受審	今後受審予定
自己評価の実施状況	毎年度実施	良好

24 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項の又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)  
なし

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名:ロクマキッズ阿倍野園

説明者名: 印

私は、本書面に基づいてロクマキッズ阿倍野園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名: 印

児童から見た続柄:

## 別表

### 1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金(上乗せ徴収分、実費分)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園時に係る費用	スモック、帽子など保育用品	約 8,000 円
行事関連費	月 1～3 回の行事に係る実費負担分として、徴収させていただきます ※年度途中の入退園については、月額分×〇ヶ月で徴収・返金いたします	年額 10,000 円
遠足に係る交通費	公共交通機関(地下鉄、バス等)その他移動手段に要する経費	実際に要した経費
体操教室実施に係る費用	月 2 回程度の体操教室参加に係る費用(2 歳児クラスのみ)	月額 2,000 円 (参加回数による変動有)
卒園アルバム代	卒園アルバム本体、写真代に係る費用(2 歳児クラスのみ)	1 冊 3,000 円

### 2 時間外保育に係る利用者負担金

#### (1)保育標準時間認定に係る時間外保育料

7:00～7:30及び18:30～19:00(30分毎に100円)

月額上限6,000円 までとする。

#### (2)保育短時間認定に係る時間外保育料

7:00～9:00・17:00～19:00(30分毎に100円)

月額上限6,000円 までとする。